

監査公表第2-3号

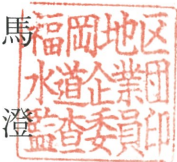
地方自治法第199条第14項の規定により、監査結果に対する措置について通知を受けたので、同条同項の規定により公表する。

令和3年3月22日

福岡地区水道企業団

監査委員 大 森 一 馬

監査委員 鞭 馬 直 澄



総 第 633 号
令和 3 年 3 月 17 日

福岡地区水道企業団

監査委員 大森 一馬 様

監査委員 鞭馬 直澄 様

福岡地区水道企業団
企業長 中村 貴久



令和 2 年度定期監査結果に対する措置について（通知）

標記につきましては、令和 3 年 1 月 14 日付け監第 63 号の監査結果報告について、措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 財務課

(1) 指摘事項

業務委託料については、履行確認後、受注者からの請求により支払わなければならないが、受注者からの請求が行われない場合は、受注者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、「本庁舎非常用発電機設置及び空調設備更新工事実施設計業務委託」の支出について、履行完了確認後、支払いまでに長期日数（147日）を要していた。

今後は、速やかな支払い事務に努められたい。

(2) 措置状況

今回の指摘内容について課内会議において共有を図るとともに、支払業務については、履行完了確認後、受注者に対し、請求書を速やかに提出するよう指導を徹底いたします。

また、工事に関する支払業務について、チェックリストを作成し、複数の職員で進捗を確認するなど、再発防止に努めます。

2 計画調整課

(1) 指摘事項

近距離旅行の旅費については、諸雑費が全く不必要と判断される場合には全額減額することとなっている。しかしながら、令和2年度の近距離旅行のほぼ全用務で、諸雑費の所属長等による具体的な発生確認がなされないまま、日当を支給していることが見受けられた。

今後は、福岡地区水道企業団旅費支給規程及び運用等に則り、適正に事務処理を行われたい。

(2) 措置状況

近距離旅行の旅費の支給については、課内会議を行い、福岡地区水道企業団旅費支給規程及び運用、通知内容等を再確認し、周知徹底を図りました。

今後、旅費の支給にあたっては、所属長等による諸雑費の具体的な発生確認を行うなど、適正な事務処理を行います。

また、令和2年度の近距離旅行については、改めて具体的な発生確認を行い、確認ができないものについては旅費を返納いたします。

3 海水淡水化センター

(1) 指摘事項

委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

- ・海水淡水化施設維持管理業務委託

運転管理業務の諸経費の積算において、水道施設管理業務第三者委託積算要領案に基づき積算しているが、この積算の運用の誤りがあり、過大な積算となっていた。

今後は、適正な設計積算に努められたい。

(2) 措置状況

当該委託の運転管理業務の積算においては、履行場所が異なる場合であっても主たる業務の内容が同じであり、それらの業務原価を合算した額で諸経費率を算出すべき場合は、そのように計上します。

諸経費の積算の運用については課内会議の中で周知徹底を図り、今後は適正な設計積算に努めます。